

## 文教大学東京あだち校舎学友会会則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 本会は、文教大学の教旨に則り学風を振起し、自治精神の高揚に資する。併せて、会員の福祉親睦を図ることをもって目的とする。

#### (名称及び事務所)

第2条 本会は、文教大学東京あだち校舎学友会と称し、事務所を東京都足立区花畑 5-6-1 の文教大学東京あだち校舎内に置く。

#### (会員の資格)

第3条 本会は、国際学部・経営学部 of 全学生をもって会員とする。

2 越谷校舎・湘南校舎の学生であって、第7章に定める東京あだち校舎のクラブ等に所属している場合は、会員と同等とみなすことがある。

### 第2章 会員の義務及び権利

#### (会員の義務)

第4条 会員は、会則の定めるところにより、学友会費納入の義務を負う。学友会費は別表1に定める。

2 会員は、本会会則に従わなければならない。

#### (会員の権利)

第5条 会員は、総務部三役及び会計監査、選挙管理委員を選出する権利と被選挙権を有する。

2 会員は、総会に於いて、発言・議決の権利を有する。

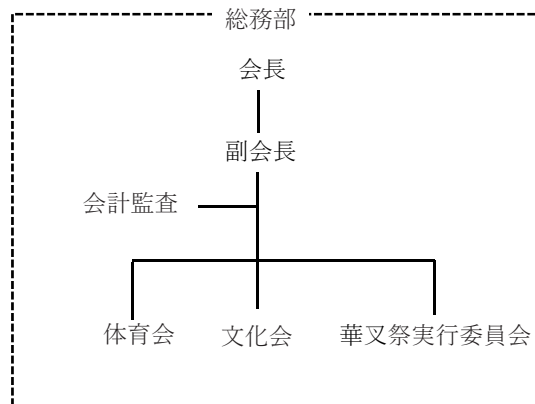
#### 別表1

|           |         |
|-----------|---------|
| 2021年4月1日 | 24,000円 |
|-----------|---------|

### 第3章 組織

#### (組織)

第6条 本会の執行組織は次のとおりである。



### 第4章 総会

#### (総会の構成及び権限)

第7条 総会は、全会員をもって構成し、本会の最高議決機関とする。

#### (総会審議事項)

第8条 総会では、少なくとも1週間前に提示された議案書に基づき、次のことを審議する。

- (1) 活動結果報告と活動計画案。
- (2) 予算・決算案。
- (3) 会則改正案。
- (4) その他、必要と認めた事項。

#### (総会の招集及び運営)

第9条 総会は、会長が召集し、その運営は総会運営細則により行う。

#### (定期総会)

第10条 定期学友会総会は、年2回これを招集する。

#### (臨時総会)

第11条 会長は、次の場合臨時総会を招集する。

- (1) 全会員の4分の1以上が要求した場合。
- (2) 定期総会が流会した場合。
- (3) 執行部会が要求した場合。

#### (総会の成立および議決)

第12条 総会は、全会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、議決は、出席者の過半数による。但し、流会の場合は、その日より30日以内に臨時総会を開くも

のとする。

(委任状)

第 13 条 委任状は、総会議題が全会員に提示された後に総会議長あてに提出することができる。

## 第 5 章 総務部

(総務部の構成)

第 14 条 総務部は、全会員により選挙された三役と、会長の任命による局員でこれを構成する。但し、三役とは会長 1 名、副会長 2 名、財務局長 1 名を指す。

(総務部の任務)

第 15 条 総務部は、学友会最高執行機関であり、一般執行事務の他、次の任務を行う。

- (1) 総会議案の提出。
- (2) 予算案・決算案の作成
- (3) その他、会長が必要と認めた事項。

(総務部役員の任務)

第 16 条 総務部役員は、次の任務に当たる。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を掌握する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が会務を行うことができない場合は会務を代行する。
- (3) 各局員は局務を掌握・遂行する。

(三役の任期)

第 17 条 総務部三役の任期は、選出されてから次年度の後期総会までとする。但し、再任をさまたげない。

(三役の解任)

第 18 条 総務部三役は以下の場合解任される。

- (1) 全会員の 1/4 以上が連署により解任請求した場合、全学投票にかけられる。この全学投票は、全会員の 2/3 以上の投票で成立し、有効投票の過半数が解任を示した場合、解任される。
- (2) 総務部三役が辞任の意がある場合、総務部が辞任を認めることができる。
- (3) 総務部局員が辞任の意思を表明した場合、会長の承認により、辞任を認めることができる。

(三役の補充、代行)

第 19 条 三役および役員の補充、代行については以下の

通りとする。

- (1) 解任もしくは辞任によって生じた欠員は補充することができる。その際の選出の方法は選挙管理委員会細則に準ずる。

- (2) 新員選出までの期間、総務部の承認を得たものが、代行を務めることができる。

(局の任務)

第 20 条 総務部には以下に記す局を置き、局長をたてる。総務部局員はいずれかの局に属し、局務を遂行する。また局長は局務に関して責任を負う。

(1) 財務局

- ア 予算・決算案と報告書の作成
- イ 各団体への予算の支給・監査
- ウ 経理事務

(2) 総務局

- ア 総会議事録の作成、保管
- イ 会員に対する議事録の公開
- ウ 学内、学外との交渉

(3) 企画局

- ア 総会決定事項の具体化
- イ 本会の目的達成のための行事の企画・立案
- ウ 情宣活動

## 第 6 章 体育会・文化会・華叉祭実行委員会

(体育会・文化会)

第 21 条 体育会・文化会は、公認団体の部員をもって構成し、部活動を通し本会の目的の達成を図る。但し、公認団体の定義は第 7 章 第 23 条に定める。

(華叉祭実行委員会)

第 22 条 華叉祭実行委員会は、本会会員をもって構成し、東京あだちキャンパスにおける学園祭を運営する。但し、華叉祭実行委員会運営規約は別に定める。

## 第 7 章 公認団体・公認サークル

(公認団体の定義)

第 23 条 体育会・文化会の規約に従って加盟を公認された部・同好会を公認団体とする。

(公認サークルの定義)

第 24 条 所定の手続きを行い、学友会会長により、設立・継続を認められた団体を公認サークルとする。

(公認団体・公認サークルの義務)

第 25 条 毎年度、総務部に設立・継続の手続きを届け出る義務を有する。

(公認団体・公認サークルの権利)

第 26 条 公認団体、公認サークルは以下の権利を有する。

(1) 学内に於いて勧誘期間中に勧誘活動を行う権利を有する。

(2) 学内の施設を優先的に使用する権利を有する。

2 公認団体は、大学が定める課外活動表彰の選考を受ける権利を有する。

(公認サークルの設立)

第 27 条 公認サークルの設立には次の条件を満たさなければならない。

(1) 10 名以上の構成員を必要とする。

※2021 年 4 月から 2022 年 3 月までは 5 名以上の構成員で認める。

(2) 第 14 章第 51 条に定める顧問を必要とする。

(3) 所定の書類を提出し、会長の承諾を必要とする。

(4) 校舎学生委員会の承認を受けることを必要とする。

(体育会・文化会への加盟)

第 28 条 体育会・文化会への加盟は、公認サークル結成後 1 年以上経過していることを必要とし、所定の手続きを行う。加盟の手続きについては、文教大学東京あだち校舎体育会規約・文教大学東京あだち校舎文化会規約にそれぞれ定める。

(休部及び廃部)

第 29 条 継続の手続きを行う際、構成員が 5 名未満になった場合、公認団体は廃部とする。また、継続の手続きを行わなかった公認団体・公認サークルは廃部とする。但し、公認団体の休部及び廃部に関し、学友会総務部・体育会・文化会本部が別に認めた場合はこの限りではない。

## 第 8 章 会計

(会計)

第 30 条 本会の会計は、次による。

(1) 会費、会則の定めによる。

(2) 寄付金。

(3) 援助金。

(4) 事業収入・その他。

(会費)

第 31 条 現行の会費を変更するには、会計細則の定めによる。

(納入)

第 32 条 会費の納入は、学友会総務部に納入する。

(支給手続き)

第 33 条 華又祭実行委員会及び各公認団体の支給はそれぞれの代表・財務責任者に総務部財務局より支給する。

2 前期総会において予算案の承認を得ることができなかった場合は、前年度予算の 3 割を限度に支給し、後期総会において補正する。

(支給の停止)

第 34 条 会計監査は、団体の日常の会計業務に著しく不備があった場合、その団体に対して以下の処置をどちらかを取ることが出来る。この処置は必ず従わなければならない。

(1) その年度の予算全額の返金

(2) 来年度予算の支給停止

(会計年度)

第 35 条 本会会計年度は 4 月 1 日をもって始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

(会計及び会費に関する事項)

第 36 条 会計及び会費の詳細に関する事項は、会計細則でこれを定める。

## 第 9 章 会計監査

(会計監査の構成及び選出)

第 37 条 会計監査は、全会員により 2 名選出される。

(会計監査の任務)

第 38 条 会計監査は、学友会総務部の会計監査を行う。

(会計監査員の任期)

第 39 条 会計監査の任期は、選出されてから次年度前期総会までとする。

(会計監査及び会計監査報告)

第 40 条 会計監査は、必要に応じて随時行い、該当団体に対して助言する。

2 監査報告は、次年度前期学友会総会にて行う。

(会計監査に関する事項)

第 41 条 投票の方法その他選挙に関する事項は、会計監査細則でこれを定める。

## 第 10 章 三役及び会計監査の選挙管理

(選挙管理)

第 42 条 三役及び会計監査の選挙管理は、総務部が行う。

(選挙に関する事項)

第 43 条 業務の詳細に関する事項は、選挙管理細則でこれを定める。

## 第 11 章 顧問

(顧問)

第 44 条 華叉祭実行委員会・体育会本部・文化会本部及び各公認団体、各公認サークルは、本学の専任教員を顧問とし学長が委嘱する。

## 第 12 章 改正

(改正)

第 45 条 会則及び細則の改正には、総会での過半数の承認を必要とする。

附 則

本会則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

本会則は令和 4 年 7 月 1 日より施行する。

## 総会運営細則

(前文)

第 1 条

本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第 4 章第 9 条により、総会運営の方法を定めるものとする。

(総会の成立)

第 2 条 総会は、全会員の過半数の出席をもって成立とす

る。但し当日の出席者と、当日までに提出された委任状の総数の合計が、全会員の過半数に達していなければならない。

(議長及び書記)

第 3 条 出席者の中より、議長 1 名、書記 1 名を選出する。選出の方法は、立候補を募り、立候補者のない場合は会長がこれを指名し、本人の承諾を得たうえで決定とする。議長及び書記は原則として発言権・議決権を持たない。

(議長の任務と権限)

第 4 条 議長は、議事の進行に責任を持つ。また議長は、会の進行を妨害するものに対して、退場を命じる事ができる。

(書記の任務)

第 5 条 書記は、議事が終了後次第、議事録を読み上げる。

(発言)

第 6 条 総会での発言は、議事に関する質疑と応答を中心とし、それ以外の発言には議長の承認を必要とする。

(議題)

第 7 条 総会で審議・議決される議題は、原則として 1 週間前までに提示された議題のみとする。

附 則

本細則は令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

## 会計細則

(前文)

第 1 条 本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第 8 章第 31 条及び第 36 条により、学友会の会計及び会費の詳細を定めるものとする。

(会計定義)

第 2 条 学友会会則及び細則に於ける会計とは学友会全体の財務業務のことを指す。

(会費の返金)

第 3 条 一度納入された学友会費は、いかなる理由があっても返金されない。

(会費の変更)

第 4 条 現行の会費を変更するには、会則改正と同様の手続きを必要とする。

(会計・財務の責任)

第5条 総務部は、学友会の会計について責任を負わなければならない。また、各団体の財務業務はそれぞれの団体が責任を負わなければならない。

(財務責任者の任務)

第6条 学友会予算が使われる全ての団体は財務責任者をおかなければならない。財務責任者は、最低限以下の事をする。

- (1) 日常の業務
- (2) 書類帳簿の管理
- (3) 決算書の提出

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。

## 会計監査細則

(前文)

第1条 本細則は、文教大学東京あだち校舎学友会会則第9章第41条により、会計監査の方法及び会計監査の業務の詳細を定めるものとする。

(会計監査の指導)

第2条 学友会予算の使われる全ての団体は、会計監査の助言に従わなければならない。

(領収書の保存)

第3条 当委員会が認めるのは、原則として領収書のある金額のみである。但し、礼金・交通費など領収証の取れないものに関してはこの限りではない。

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。

## 選挙管理細則

(前文)

第1条 本細則は文教大学東京あだち校舎学友会会則第10章第43条により、三役及び会計監査の選挙管理業務の詳細を定めるものとする。

(担当組織)

第2条 選挙管理は、学友会総務局が担当する。なお、総

務局長が委員長を兼務する。第1回目の召集時に、委員長1名、書記1名を選出する。

(被選挙権)

第3条 東京あだち校舎に在学する全学生を対象とする。

(公示)

第4条 当委員会は選挙日程、立候補者名を1週間前に公示する。

(立候補の方法)

第5条 立候補は、当委員会が作成した届出用紙を提出する。

(立候補届出の期間)

第6条 立候補届出期間は、原則として1週間とする。

(選挙運動)

第7条 選挙運動は、当委員会に許可された事柄のみとする。授業その他の大学関係行事を妨げてはならない。掲示物に関しては、掲示等に関する内規を遵守する。

(選挙違反)

第8条 選挙運動違反者は、当該年度の選挙権及び被選挙権を剥奪される。

(投票の方法)

第9条 投票は無記名投票で、当委員会の作成した投票用紙と投票箱にて行う。投票用紙と投票箱は、選挙期間中、当委員会の責任に於いて管理する。

(信任投票)

第10条 対立候補のない場合の投票は、信任投票とし、有効投票数の3分の2以上の支持により当選とする。

(無効票)

第11条 投票に於いて、欄外記入は無効とする。無記入は棄権とみなし、有効票には数えない。

(開票)

第12条 開票は投票期間の最終日に、当委員の過半数出席のもとに行う。その結果を後期総会で公示する。

(選挙の成立)

第13条 選挙は有効投票数が全会員の過半数に達した時成立する。

(選挙の不成立)

第15条 選挙が成立しなかった場合、及び当選者がなかった場合は、直ちに当委員会を召集し、再選挙について検

討する。

附 則

本細則は令和3年4月1日より施行する。